

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【公開番号】特開2010-29346(P2010-29346A)

【公開日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2010-006

【出願番号】特願2008-193201(P2008-193201)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年7月15日(2011.7.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

左右一側部にて開閉可能に支持され、遊技機前後方向に互いに重なるようにして設けられた複数のユニット体と、

前記複数のユニット体のうち、最後方に配置される最後方ユニット体、及び、当該最後方ユニット体よりも前側に設けられた前側ユニット体の分離開放を規制可能な施錠装置と、

前記最後方ユニット体の後面側に配設固定され、操作部を有する操作手段とを備え、遊技に関する内部状態を可変設定する設定変更機能を具備し、所定の設定操作に基づき前記内部状態の設定変更が行われ、

前記操作部に対し所定の有効化操作を行うことに基づき前記設定操作が有効化されるよう構成された遊技機であって、

ベース部及び該ベース部に設けられた被覆部を具備する被覆手段を設け、

前記最後方ユニット体及び前記前側ユニット体の分離開放が規制された状態にあっては、前記被覆部が前記操作部の少なくとも一部を覆った状態で、前記ベース部の移動が規制され、

前記施錠装置による施錠が解除され、前記最後方ユニット体が前記前側ユニット体に対し所定量開放された状態にあっては、前記ベース部の移動が許容され前記被覆部による前記操作部の覆いを解除できるようにしたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記被覆手段は、前記最後方ユニット体に対し開閉可能に支持されており、前記最後方ユニット体が前記前側ユニット体に対し所定量開放された状態にあっては、前記ベース部が前記前側ユニット側に開放されることで前記被覆部による前記操作部の覆いを解除できるようにしたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記ベース部は、前記最後方ユニット体と前記前側ユニットとの間に介設され、前記ベース部が前記最後方ユニット体と前記前側ユニットとで挟持されることでその移動が規制されることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記ベース部は、前記最後方ユニット体と前記前側ユニットとの間に形成される隙間を埋めるスペーサ部を有することを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記被覆手段は前記最後方ユニット体の支持されている側と同じ側の左右一側部にて開閉可能に支持されており、その回動半径は、前記最後方ユニット体の左右幅の半分以上となっていることを特徴とする請求項2乃至4のいずれかに記載の遊技機。